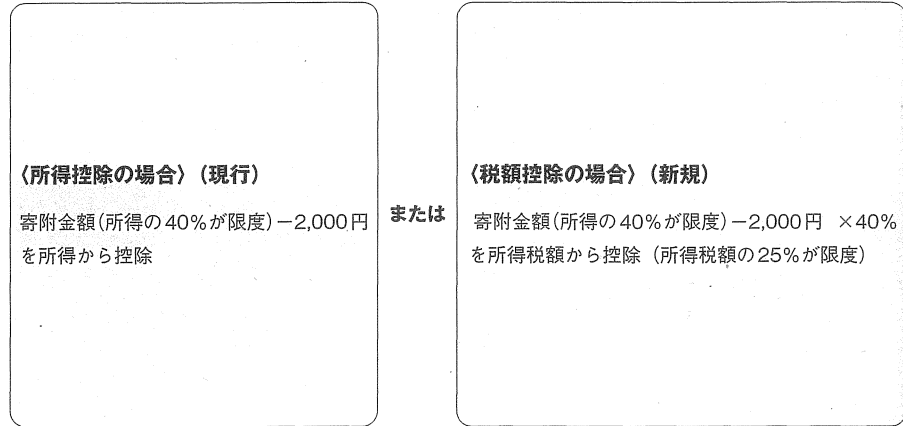


図2 学校法人や公益社団・財団法人への税額控除の導入



法人実効税率の引下げに伴い、法人税関係の租税特別措置が廃止・縮減される中、試験研究費の一定割合を税額控除する研究開発税制については存続されます。

研究開発税制の存続等

所得控除の見直しの中、成年扶養控除(23〜69歳)は、年間所得400万円以下の所得制限を設けて廃止されることになりましたが、勤労学生控除の対象となる大学、専修学校、各種学校等の学生等については、特定成年扶養親族として、引き続き所得税38万円、個人住民税33万円の控除が存続されます。

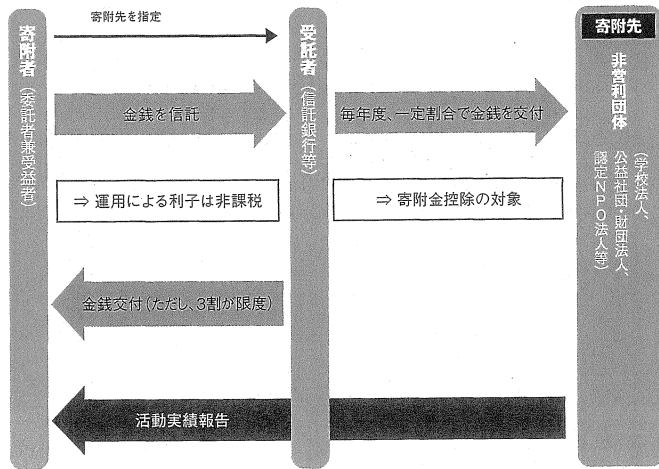
学生に yönelik 成年扶養控除(23〜69歳)の存続

公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財である伝統芸能の公演のための専用施設(能楽堂)への固定資産税等の特例措置について、2年間延長されます。

能楽堂における 固定資産税等の 減免措置の2年延長

学校法人、公益社団・財団法人の寄附の税額控除の導入等

図1 日本版「ブランド・ギビング」信託の創設



学校法人、公益社団・財団法人の

学校法人、公益社団・財団法人に対する個人からの寄附の税額控除の導入等

学校法人、公益社団・財団法人、認定NPO法人等の非営利団体に対しての寄附を目的とする、一定の要件を満たした信託(特定寄附信託)について、信託財産から生じる利子所得について非課税とされます(非営利団体に交付された金銭は、寄附金控除が適用されます)。

一定の要件
 ・ 信託期間満了まで、信託銀行等は指定された非営利団体および寄附者に各平等に金銭を交付
 ・ 非営利団体への寄附金は最低7割とする
 ・ 信託期間満了前に寄附者が死亡した場合には、信託は終了し、信託財産の全額を非営利団体に寄附する

日本版「ブランド・ギビング」信託の創設

文部科学省関係では、平成23年度税制改正重要事項として左記に掲げる事項が認められました。

文部科学省大臣官房政策課

平成23年度税制改正の概要

ち、左記の①および②の双方の要件を満たすものに対する個人からの寄附について、新たに寄附金額の40%を税額控除する制度が創設されます(平成23年分以後の所得税について適用されます)。

- ① 認定NPO法人の認定要件であるパブリック・サポート・テストと同様の要件(新たに導入される絶対数により判定する方式と選択可)
- ② 認定NPO法人の認定要件と同程度の情報公開に関する要件

※1 当該法人が住民税の寄附金控除の対象として地方自治体から指定されている場合、住民税の寄附金控除10%も適用され、あわせて50%の税額控除となる。
 ※2 総収入額に占める寄附金の割合をその1%以上とすること。
 ※3 各事業年度中の寄附金の額が3,000円以上である寄附者の数の実績判定期間内の合計数が年平均100人以上とすること。
 このほか、個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額が5000円から20000円に引き下げられます。

人税率について、年800万円以下の部分の所得については15%(現行18%)に引き下げられ(平成26年3月31日までの特例措置)、年800万円を超える部分の所得については19%(現行22%)に引下げられます。

なお、平成23年度文部科学省税制改正の詳細については、文部科学省HP (http://www.next.go.jp/b_menu/houdou/22/12/1300399.htm)に掲載されています。